

民法の思考方法

1. Xは、何条（/●●契約）に基づき、どんな請求権を行使しようとしているのか？

例：売買契約に基づく 目的物引渡請求権

所有権に基づく 目的物返還請求権

民法 415 条に基づく 損害賠償請求権

本件は、B は D に対し、所有権に基づく返還請求権としての土地明渡請求権に基づき、甲土地の明渡しを求めるものである。

2. 請求権の発生要件を特定する。

例：所有権に基づく返還請求権の要件は、①Xが所有していること、②Yが占有権原なく占有していることである。

①について、・・・という事実からこれを満たす。

②について、・・・という事実からこれを満たす。

◇ 要件列挙⇨各要件について、事実の適示⇨あてはめを必ず行うこと！

所有するに至る過程は様々

売買契約によって所有権を取得することもあれば、

時効取得や即時取得等、民法の条文を根拠に取得する場合もある

⇨複数の取得原因があり得そうなら、ひとつひとつ検討していく。

3. 相手方の反論を考える

例：他方で、Dは、自身が民法 177 条の「第三者」に当たるため、甲土地につき所有権移転登記を備えていないBはDに所有権を対抗できないと主張すると考えられる。

以下、第三者該当性について検討をしていく

4. 結論を示す

～「過失（/無過失）」の認定の仕方～

(1)過失（/無過失）の評価根拠となる具体的事実と過失の評価障害となる具体的事実を記載する。その際には、なぜそれが過失（/無過失）の根拠となるのか（/過失（/無過失）の評価を妨げるのか）記載する。

(2)(1)で述べた事実を総合的に評価して、過失（/無過失）と結論づける。